

別添 2 3 共同検査要領（第 4 の 2 の（1 1）関係）

（制 定：平成15年12月24日）

（最終改正：令和 2 年10月26日）

1 共同検査の目的

共同検査は、農林水産省と農林水産省以外の機関（以下「他機関」という。）が検査対象としている組合等を共同して検査を実施することにより、検査の効率化、検査の充実を期すとともに、被検査団体の健全な運営の確保を図ることを目的とする。

2 対象組合等の選定

検査対象組合等の選定は、検査・監察部長（内閣府沖縄総合事務局にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が検査実施予定組合等のうち共同検査が必要と認めたものにつき、他機関と協議の上、定めるものとする。

3 検査の範囲

原則として業務及び会計の全般を範囲とする。

4 検査の実施等

（1）検査の実施方法等

ア 共同検査に参加する検査員は、あらかじめ他機関の検査員と検査の手順及び着眼事項等について十分すり合わせ意見交換を行い、検査の事前準備に努めなければならない。

イ 検査の実施に当たっては、他機関の検査員と十分意見交換を行い考え方の統一を図るとともに、互いの検査技術の向上に努めるものとする。

ウ 検査結果の取りまとめに当たっては、検査員は分担した部門以外の事項についても積極的に意見を開陳するとともに、検査報告書の作成に当たっても、十分意見調整を行うものとする。

（2）検査書の交付

検査対象組合等に対する検査書の交付は、原則として検査・監察部長及び他機関の長の連名で行うものとする。